

会議名称		平成29年度第5回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日時		平成30年2月21日(水) 14時00分から16時00分まで
場所		杉並区役所 第5・6会議室(西棟6階)
出席者	委員	長谷川会長、井上委員、斎藤委員、鹿野委員、三田委員、横山委員、吉田委員、今井委員、太田委員、大槻委員、小林委員、新城委員、富田委員、佐藤委員、新保委員、水町委員
	実施機関	坪川産業振興センター事業担当課長、濱生活衛生課長、河俣区政相談課長、青木防災課長、堀川地域課長、松沢保健福祉部管理課長、江川杉並清掃事務所長、井山選挙管理委員会事務局長、武田区民課長
	事務局	牧島情報・法務担当部長、吉川情報システム担当課長、中辻政策法務担当課長、馬場情報政策課長
傍聴者		0名
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 平成29年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成29年度第5回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 ・資料3 住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会報告事項
	当日	・会議次第
【会議内容】		
1 平成29年度第4回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
番号	件名	審議結果
報告第69号	農業公園事業に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第109号	農業公園事業に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第110号	農業公園業務システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決 定
報告第70号	住宅宿泊事業に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第111号	住宅宿泊事業に関する業務の本人以外からの個人情報の収集について(新規)	決 定
諮問第112号	住宅宿泊事業に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
報告第71号	被災者生活再建支援に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第113号	被災者生活再建支援に関する業務の本人以外からの個人情報の収集について(新規)	決 定
諮問第114号	被災者生活再建支援システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決 定
報告第72号	ごみ収集・資源回収(可燃ごみ・不燃ごみ・資源回収)に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第115号	ごみ収集・資源回収(可燃ごみ・不燃ごみ・資源回収)に関する業務の外部委託について(新規)	決 定

報告第 73 号	ごみ収集・資源回収(可燃ごみ・不燃ごみ・資源回収)に関する業務の外部結合について(新規)	報告了承
報告第 74 号	電子申請システム(廃棄物管理責任者選任届)(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	報告了承
報告第 75 号	電子申請システム(事業用大規模建築物における再利用計画書)(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	報告了承
諮問第 116 号	選挙人・投票人に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
報告第 76 号	選挙人・投票人に関する業務の外部結合について(新規)	報告了承
報告第 77 号	電子申請システム(不在者投票の投票用紙等請求)(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	報告了承
報告第 78 号	区民農園に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第 117 号	区民農園に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第 118 号	区民農園に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
諮問第 119 号	区民農園管理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決 定
諮問第 106 号	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性評価について	決 定
諮問第 107 号	情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性評価について	決 定

会長	<p>本日は御多用の中、当審議会への御出席を頂きまして誠にありがとうございます。ただいまより平成 29 年度第 5 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。</p> <p>まず、本日、都合により欠席される委員について事務局から御報告をお願いいたします。</p>
情報・法務担当部長	<p>本日、欠席される旨の御連絡がありました委員は、阿部委員、石川委員、柴田委員、山崎委員、渡邊委員の 5 名でございます。</p>
会長	<p>定足数は大丈夫ですね。</p>
情報・法務担当部長	<p>大丈夫です。</p>
会長	<p>それでは議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしてみたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>まず資料 1 平成 29 年度第 4 回の会議録につきまして、事務局から修正・補足がありましたら御説明をお願いいたします。</p>
情報政策課長	<p>特段、修正等ございません。</p>
会長	<p>委員の皆様から前回の会議録につきまして訂正等ございましたらお願いします。</p> <p>特にないようですので、平成 29 年度第 4 回審議会の会議録につきましては確定といたします。</p> <p>次第 3 の報告・諮問事項の審議に入ります。それでは、情報・法務担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
情報・法務担当部長	<p>諮問文を読み上げて会長に渡す。</p>
会長	<p>ただいま、諮問文についてお受けしました。</p> <p>それでは、初めに報告第 69 号と諮問第 109 号、諮問第 110 号、報告第 70 号と諮問第 111 号、諮問第 112 号について事務局から御説明をお願いいたします。</p>
<p>報告第 69 号、諮問第 109 号・110 号 報告第 70 号、諮問第 111 号・112 号</p>	
情報政策課長	<p>案件について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの説明につきまして御質問のある方はどうぞ。</p>
委員	<p>1 ページの農業公園事業に関する業務について質問します。</p> <p>まず、今回、外部委託が諮問されていますが、委託先となる民間事業者はどのような事業者を想定しているのか教えてください。</p>
産業振興センター事業担当課長	<p>現在、維持管理を委託しておりますのは、「NPO 法人むさしの農業ふれあい村」と「箱根植木株式会社」の共同事業体ですので、そちらを想定しております。</p>
委員	<p>今回、維持管理を行う事業者を引き続き委託をしていくことを想定しているようですが、その民間事業者の事業所は区の施設の中にあるのか、それとも委託先の民間事業者の事務所の中にあるのか、その辺はどうなのでしょう。</p>
産業振興センター事業担当課長	<p>実際の事業は農業公園に事務局がございますので、この事務については、そ</p>

業担当課長	ちらで行ってまいります。それぞれの会社にも当然事務所はございますが、委託する業務については農業公園で行うということになっております。
委員	確認させていただいたのは、3ページの外部委託記録票の委託先との授受の方法に関して、文書でデータや個人情報の受渡しを行うということですが、区の施設の中で行われるのか、それとも民間事業所や民間のビルに持っているのかというのが気になったからです。今回は農業公園の事務所ということで、例えば本庁舎から打ち出した紙を公園の事務所に持って行く場合や、公園の事務所から本庁舎に紙自体を持って来るといった授受の方法になるというように認識してよろしいのでしょうか。
産業振興センター事業担当課長	体験型の農業教室や農にふれあう講座を想定しておりますので、職員も農業公園に行っております。そういう意味では、農業公園と区役所、産業振興センター間での文書のやり取りということになります。
委員	紙のやり取りということで、紙が事務所から持ち出されて別の所に移動するという作業になると思います。そういった場合に一番気になるのが、紙が移動中に紛失してしまうことです。どのように紙を事業所内で管理するかまた、紙を受け渡す時の紛失のリスクを軽減するため、どのように対応するのか具体的に教えてください。
産業振興センター事業担当課長	農業公園とセンターとの行き来の間について注意してまいります。基本的には出欠のチェックをするということですので、情報としては、氏名ぐらいということになります。
委員	お名前も紛失してしまうと問題があるので、その辺の管理はしっかりとさせていただきたいと思います。今のお話しですと住所まで入ったものではなく、名前だけしか紙で受渡しはされないというように認識してよろしいのでしょうか。
産業振興センター事業担当課長	住所が入ったものもお渡ししますが、それは頻繁に持ち出したりするものではございませんので、回数は断然少なくなります。
委員	今回、新しいサポーター事業のためのシステムに移行するイメージになるのかなと思います。今まで講座を受けた方、見学会や講習会に来た人たちの名前を、もう既に個人情報として持っていると思うのですが、それを今回、サポーター制度用のシステムに入れ替えることでデータ移管の作業というのは発生するのでしょうか。
産業振興センター事業担当課長	特にそういうことはございません。
委員	データ移管するときに、名前と住所が入れ替わったりして、個人情報が他の人に渡ってしまうことも、区で起きておりますので、データ移管の有無が気になりました。データ移管がないということは改めてこれから入力していくことなので、そのリスクはないということだと認識しました。
委員	農業公園事業に関する業務で、2つの業務を1つに移行するという御説明だったのですが、新規に7項目記録するとあります。この7項目というのは、具体的にはこの個人情報登録票のどれに当たるのでしょうか。

産業振興センター事業担当課長	新規の7項目は「氏名」、「住所」、「生年月日」、「電話番号」、「メールアドレス」、「ボランティア保険加入の有無」と「資格」でございます。
委員	移行前は氏名等の個人情報は一切取得していなかったということですか。
産業振興センター事業担当課長	これは前の各課共通で扱っていた個人情報ということでございます。
情報政策課長	今申し上げたのは、農業公園サポーター事業に使う項目が7項目で、そのほかの7項目というのは重複しないものを移行しているという話ですので、重複しているものは恐らく「住所」、「氏名」、「生年月日」の3つだと思います。そうしますと、今申し上げた7項目のうち、3項目は重複ですので、追加が「メールアドレス」と「ボランティア保険加入の有無」と「資格」の3つということでしょうか。
委員	そうしますと1ページの内容という欄の「個人情報登録」という所を書いてある7項目を新たに記録、重複しない7項目を記録ということとの整合性はとれているのでしょうか。
産業振興センター事業担当課長	重複しない7項目というのは、「続柄」と「要望・苦情の内容」、「相談の内容」、「役職・地位」、「学校名・学年」、「参加実績」、「講演等実績」ということでございます。
会長	「氏名」等7項目というところと重複しない「続柄」等7項目というのが、入り乱れているような感じがして分かりにくいので、その説明を求めているのですが。
産業振興センター事業担当課長	個人情報登録票の個人情報の記録の内容でございますが、「農業公園サポーター事業」を新たに始めるに際して記録する7項目は、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「電話番号」、「メールアドレス」、「ボランティア保険加入の有無」と「資格」です。 従前から各課共通業務で行ってきた農にふれあう講座や他の講座イベントの関係に関して、あるいは相談の内容、苦情の内容等について収集した個人情報のうち、「農業公園サポーター事業」と重複しないという意味で7項目を挙げたという経緯でございます。
委員	そうすると、以前の講演会等の業務、要望・苦情処理に関する業務に関しても、その業務としての氏名等の個人情報は取得していたけれども、今回は「農業公園サポーター事業」の個人情報として新規に登録するという趣旨での新規ということですか。
産業振興センター事業担当課長	その趣旨でございます。
委員	次に、住宅宿泊事業に関する業務についての質問なのですが、個人情報登録票の「氏名」、「住所」等、個人情報があるのですが、こちらは具体的にどういった個人に当たるのでしょうか。
生活衛生課長	まずこの住宅宿泊事業を実施する事業者の個人情報がございます。また、この事業者だけではなくて、その管理の委託を受ける委託管理事業者の個人情報も別でございます。

委員	そうしますと、住宅等を提供してこの事業を行う形になると思うのですが、該当する建物の所有者や賃貸人の情報も取得されるのでしょうか。
生活衛生課長	賃貸人については登録されませんが、実際に自分の住所を使って事業をする場合は、その住所が登録されることになります。
委員	賃貸人という意味は、住宅の所有者がAという人に貸して、そのAという人が申請する場合、いわゆる住宅の所有者が賃貸人になるので、そういった情報も取得されるのかどうかということです。
生活衛生課長	住宅を借りてその事業をするというふうなお尋ねだと思いますが、もともとの所有者、つまり貸している側の方の個人情報登録いたしません。
委員	住宅宿泊事業に関する業務の件ですが、「区の主な事務」(1)の「届出の受理」に、「観光庁の設置する民泊制度運営システム」に届出者が直接入力し、それを区が確認をすることを原則としつつも、システムを利用しない場合、紙での届出を行うとあります。今の時代、我々も様々なことに加入するとき、基本はITを使って入力をしなさいと社会からは言われているかなと思うとやや違和感があります。ここについて御説明をお願いします。
生活衛生課長	そのことにつきましては、国において、システムでも対応し、窓口で紙ベースでも届出ができるというように、法で定められておまして、いろいろな方に対応することが考えられているのではないかと考えております。
委員	理解できました。そうであったとしても、人を一度介すると打ち間違いなど、いろいろなことも想定されますので、所管の方にはできれば「御自分できちんと入力をしてください」というように言っていただいたほうが、こういう情報については大事なことかと思えます。その辺りについてはいかがですか。
生活衛生課長	届出の際には事前相談も受け付けますので、そういったお話も必要に応じてさせていただきたいと思えます。
委員	私も住宅宿泊事業に関する業務についてですが、今回、諮問第111号で収集の制限という形で諮問がされております。これは、6ページの個人情報登録票の「個人情報の収集方法」で「本人以外の収集の根拠」欄に記載の本人以外収集の部分のことという認識でよろしいでしょうか。
情報政策課長	この本人以外収集という意味でございますが、観光庁の設置する民泊制度運営システム経由で個人情報を収集するという意味で本人以外に丸をしております。
委員	資料の見方ですが、諮問または報告する内容については、「事務事業の概要」の「内容」の欄に、「個人情報の登録」や「外部結合」と書いてあるのですが、「収集の制限」について記載がないように思えたので、何をどう判断すればいいでしょうか。この諮問第111号については、本人以外収集の根拠という所が当てはまると思ったのですが、そういう認識でよいのか。また、諮問している内容が違いますというのであれば教えていただきたいのですが。
情報政策課長	諮問第111号の内容については、「事務事業の概要」の「内容」の欄の、「個人情報登録」の欄に、「観光庁の民泊システムを利用し、住宅宿泊事業者等に関する情報を本人以外から収集する。」ということで述べております。諮問事

	<p>項ですので別枠にせよという御趣旨も分かるのですが、個人情報登録票の中の記載ですので、一体的に書いております。</p>
委員	<p>「個人情報登録」で記載されていて、本人以外から収集することについて諮問されているということですね。「本人以外収集の根拠」として、個人情報保護条例の第9条2項1号と4号という意味で1号該当、4号該当と書かれていると認識してよろしいのですか。</p>
情報政策課長	<p>ご指摘のとおり、1号が法令に根拠がある場合で、住宅宿泊事業法に書かれている項目につきましては法令根拠でございます。それ以外の項目につきましては4号該当で、今回の諮問で御許可いただくという部分になっております。</p>
委員	<p>9条2項の(1)、1号と(4)、4号ということですね。1号該当で住宅宿泊事業法と書かれているので、私もインターネットで事業法をダウンロードして見てみたのですが、量が膨大で、どこの条文に根拠をもって書かれているのかが分かりづらいなと思いました。</p> <p>というのは9ページの被災者生活再建支援に関する業務の資料では、「1号該当」として「災害対策基本法第90条の3及び4」というように、どの条文が当てはまっているか分かるのですが、こちらの住宅宿泊事業法は第何条のどの規定に基づいて根拠としているのか、教えていただきたい。</p>
生活衛生課	<p>本人以外の収集ということですが、まず届出に当たっては、まずはその事業を実施する事業者本人の個人情報があります。あと、管理を委託する場合は管理を委託する事業者が個人の場合、そういった個人の情報も一緒に届出をされることとなります。</p>
会長	<p>今の質問の趣旨とずれているような感じがするのですが。根拠法令は、住宅宿泊事業法の第何条かという質問だったと思います。</p>
生活衛生課長	<p>住宅宿泊事業法の3条になります。</p>
委員	<p>3条も7項ぐらいまで条文としてはあるのですが、その中でどの部分かというのを教えていただくとサッと読んで確認ができるのですが。</p>
政策法務担当課長	<p>3条2項の第6号でございます。</p>
情報政策課長	<p>こちらの根拠法令の所に追記させていただきます。</p>
会長	<p>では、それは追記していただくことにして。ほかに御質問はございますか。質問が特になければ御意見を伺います。</p>
委員	<p>先ほど農業公園事業に関して御説明を受けたのですが、移行する場合、分かりやすい説明を頂けると。</p> <p>要するに、私が感じたのは、新たに氏名を登録するという説明だったので、前のときは収集していなかったのかというように感じました。ですので、どういう状況だったものを今回どういう形で新たに登録するというような、分かりやすい説明をしていただければと思います。</p> <p>住宅宿泊事業に関してですが、区分建物は、管理組合の承諾や規約等を提示しなければいけないかなと私は理解しております。その場合に、例えば承諾に関して個人の承諾も発生し得るのかなと思っています。その場合も、個人情報</p>

	の収集に当たってしまうのかなと思いますので、その辺りは細かく精査して進めていただければと思います。
委員	1点確認をさせてもらってもいいですか。先程、記載をしていただけるといってお話だったのですが、住宅宿泊事業法の第3条2項6号には、届出書を都道府県知事に提出しなければならないということが記載されているのですが、基礎自治体、杉並区に提出しなければならないというところまでは条文として読み取れません。根拠法令としてこちらで合っているのでしょうか。
政策法務担当課長	3条の第1項の規定に「保健所設置の」という規定がありまして、特別区はそちらに該当しますので、都道府県の事務を区が代わって届出を受けるといように読んでいただきたいと思います。
委員	意見を言わせていただきます。まず、先に農業公園事業に関する業務についてですが、今回、新たにサポーター制度を導入して、その個人情報を管理するというので、紙での受渡しが発生するという部分は今後、紙が紛失する、若しくはそれをコピーして別のことに使うといったことにならないように、しっかりと管理をしていただきたいと思いますという意見を述べて賛成とさせていただきます。 報告第70号の住宅宿泊事業に関する業務についてですが、今回、区議会でも民泊条例が議案として提案されております。一部制限を設けてとあり、その制限についてはまだまだ不十分であると私たちは考えておりますが、システムを導入することについては必要性があると認識しております。ただ、個人情報登録票の記載の仕方等、審議会で審議する情報について、根拠法令の条文等も記載していただけるようお願いをしまして、諮問には賛成とさせていただきます。
会長	ほかに御意見はございますか。御意見もないということで、それでは報告第69号、報告第70号は了承、諮問第100号から第112号は決定とさせていただきます。ありがとうございました。 次に報告第71号と諮問第113号、第114号について事務局から御説明をお願いいたします。
報告71号、諮問第113号、第114号	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	ただいまの説明について、御質問のある方はどうぞ。
委員	何点か質問をさせていただきます。大変重要な取組だと改めて感じています。「既存の被災者情報管理システムは廃止」ということになりましたが、既存と新しいシステムとは、どのような違いがあるのかということをお教えください。
地域課長	現在のり災証明発行のためのシステムは、水害等を前提として導入しているものです。エクセルに1枚1枚、職員が手で入力する作業を伴っており、大規模な震災のような場合に対応できるか非常に難しい状況です。 東京都が、熊本地震等大規模な地震の経験を踏まえて、震災時にいろいろな

	自治体職員の協力を得る際に、ほとんど同じような操作ができるシステムの導入を推奨しております。杉並区も、いちいち入力をしなくても調査した項目をスキャナーで取り込み、スピード感を上げられるようなシステムを導入するというものです。
委員	個人情報の記録の中に、「氏名」等 27 項目を新たに記録と書かれているのですが、新たな 27 項目というのはどの範囲を言うのでしょうか。「電算入力記録票」の記録の項目の中には 48 項目あるのですが、その整合性を教えていただきたい。
地域課長	全てが新たな項目ではなくて、9 ページで見ていただくと、住民記録等の情報については現在のシステムでも利用することが可能となっています。身体状況、こちら大丈夫ですよね。新たに加わった項目というのが、生活状況等の情報の一部分ということです。
委員	その辺が分かりにくいです。
情報政策課長	「新たに」というのは、個人情報登録票が平成 30 年 6 月からスタートする事業で、新たに個人情報登録票を起こしたという意味です。被災者情報管理システムから被災者生活再建支援システムに移行するに当たって「新たに」という意味ではありません。
委員	分かりました、ありがとうございます。それからセキュリティ対策についてですが、「バックアップ」と「持ち出しの管理」という書き方をされていて、なぜこういう対策を講じるのか、「持ち出し管理」の中身を教えてください。
情報政策課長	この案件のセキュリティ対策はかなり言葉を省略しております、対策の項目だけを挙げてあります。具体的な内容の詳細は事務局に確認します。
会長	言葉不足と確かに言ったのですがけれども、どこがどう不足しているのかわかりにくい表現です。
開発担当係長	バックアップというのは、万が一の機械の故障等に備えまして、データのバックアップを取るということです。持ち出し管理というのは、上司の許可がなければ持ち出すことができないようなシステムにしているということです。
委員	持ち出す状況というのは、区民センターで窓口をやるのが前提にあるということなのでしょうか。
情報政策課長	持ち出し管理というのは、いわゆるソフトを使いまして、例えば USB 等にダウンロードして持ち出すこと等が禁止されているということです。紙にプリントアウトして持ち出すと意味ではなく、システム上、媒体等での持ち出しを制限しているということです。
委員	り災証明の交付ですが、①平時（小規模水害時）の場合には、区の担当の職員、「地域課職員」が行うということで書かれていて、②大規模発災になると「救援隊本隊職員」が行うと書かれていますがけれども、この職員というのはどういう人たちを想定されているのか。それから「研修を受けた救援隊本隊職員」という規定もあって、この場合の研修というのはどういう研修を行うのか。使うための研修なのか、それとも個人情報保護の観点から研修を受けた職員ということなのか、災害時にどのように研修を行うのかということも含め

	て、教えていただきたいと思います。
防災課長	区の災対本部組織では、各地域区民センター7か所に救援隊本隊は置かれるのですが、その所掌業務にり災証明発行が含まれます。救援隊本隊職員には、いろいろな課の職員がおりますが、その職員がこのシステムを使うための研修を受講するという事です。
委員	救援隊本隊職員というのは、区の職員であると読み込んでいいということですか。
防災課長	区の職員です。
委員	ということは、日頃からそういう問題については訓練をされているということですね。
防災課長	当然、区の職員として個人情報については皆しっかり研修しているという前提となっております。
委員	9ページの個人情報登録票の対象となる個人の範囲に「被災者」とありますが、被災者の基準は何でしょうか。
防災課長	今回の場合、家屋焼失や家屋損壊といったことで、大規模災害に対して被害を受けた方という認識です。
委員	それは、被災者からの届出をもって判断されるのか、その辺をお聞かせいただけますか。
防災課長	まず、被害については15ページの図に「調査」という所がありますが、区の方で全戸的に調査をしますのです、それで被害があった方が被災者となっております。そして、り災証明を取りにいらっしゃった方は、このシステムの対象になっている方と考えております。
委員	そうすると、区が被災者と判断した場合は、個人情報の取得ができるということですか。
防災課長	区が判断するというか、本人がり災証明の発行にいらしたところで被災者と判断していく形になると思います。
委員	そうすると質問が戻りますけれども、届出をもって被災者と判断されるということでしょうか。
防災課長	そのとおりです。
委員	では、先ほどの区の方の判断ということは、判断基準ではないということですか。
防災課長	そうですね、では訂正させていただいて、御本人からの申請をもって被災者という形になると思います。
委員	東京都や他の基礎自治体との関係性について伺います。15ページの資料を見ると運用は全て住基ネットワーク上で行うと書いてあって、13ページで台帳情報の提供という所があるのですが、これは市内のネットワークに置くのではなくて、住基ネットを通した他団体提供も予定されているのか。 それに関連して、都の方で全都統一的なシステムの導入を推奨するとあるのですが、それはシステムが統一なだけで、別に23区全部が1個のシ

	<p>システムを使っているというわけではなく、それぞれの自治体で導入して各システムを管理するという意味なのかということをお聞きしたいのですが。</p>
防災課長	<p>ほかの自治体までは分からないのですが、杉並区は東京都のものをカスタマイズする予定はなく、東京都のシステムをそのまま使う形になりますので、ほかの自治体でカスタマイズしていなければ同一のシステムだという認識でおります。</p>
情報政策課長	<p>今のお尋ねは、恐らく住基ネットを使うことを他の自治体との結合というように読み取られたのだと存じますけれども、これはあくまで区内の住民基本台帳システム用のネットワークを使うということです。他の自治体とネットワークを結んでいるという意味ではありません。</p>
委員	<p>では、13 ページの台帳情報の提供というのは常に予定されているものではなくて、要望があれば電子媒体又は印刷した紙で渡すということなのか。それから、システムはカスタマイズしないというお話がありましたけれども、そのアプリケーション自体は東京都で管理しているシステムを基礎自治体を使うということなのか、それとも基礎自治体ごとにシステムの管理を行うのかということをお聞きしたいのですが。</p>
地域課長	<p>東京都が開発をしたシステムだという意味で、各自治体で各個人情報进行管理し、システムも各自治体が管理するという仕組みです。</p>
委員	<p>11 ページですけれども、幾つか不明なので教えてください。記録の項目の中の15番の「住民種別」、16番の「住民状態」とはいかなるものを指すのか。特に16番の「住民状態」というのは非常に幅が広くて、何を指すのかをまず伺いたいと思います。</p>
防災課長	<p>まず15番の「住民種別」ですけれども、日本人か日本人以外かということです。16番の「住民状態」が、住民登録をされている方か登録外の方かということです。</p>
委員	<p>そうすると15番の「住民種別」というのは、6番の「国籍」とどのように違うのか、わざわざ項目を持った意味があるのですか。</p>
防災課長	<p>日本人はイコールになってしまいますけれども、16番で外国人の方でも、6番の「国籍」では例えば中国籍や韓国籍という形になると思います。</p>
委員	<p>17番と18番に関してですが、18番の「登記番号」というのは、もし法務局に登録している番号のことであるならば、17番の「物件住所」というのはそれに呼応する地番になるのか、それとも住居表示になるのか、ここを教えてください。</p>
防災課長	<p>これは東京都主税局からの家屋データの項目ですので、実際にどちらが記載されるかまでは分かりません。</p>
委員	<p>地番というのはある意味その土地の1つの原点となるものですから、地番は確かなのでしょうけれども、不慣れでもありますし、地番と住所が一緒になっている所も今はありますが、両方併記してもいいですし。登記と言うと、地番でないと原点に戻って確認が取れませんので、どちらが記載されるのかの確認はお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。</p>

防災課長	<p>基本的には住所で登録を行いますけれども、特定できない場合には「登記番号」等から地番で調べていくという形を取りたいと思います。</p>
委員	<p>15 ページに、り災証明発行という項目があるのですが、この事業がスタートしなければ、り災証明書そのものも発行できないのではないかと。この中に書いてある先ほどの調査員は研修を受けた区の職員だというお話があったのですが、区の職員の方は杉並区に何割住んでいるのですか。</p> <p>こういう被災を受けた場合に、一番大切なのは、1日でも早く対象を取り上げて処理をすること。これは、図面上の理想図であって、本来、大きな災害が発生した場合に対応できるシステムは、今、杉並区内も東京都内にも1つあるのです。何かと言ったら、民生委員制度。地元において、地元に住んでいる人が、地元の状況を把握し、まだ民生委員は人に対してですが、こういう形で民生委員的な調査員を作って、費用は掛かるかもしれませんが、万が一のためにその対応を1日でも早くスタートできる調査員のシステムを、もう少し考え直したほうがよろしいのではないですかというのが意見です。</p>
防災課長	<p>まず救援部、被害調査班の方は、区の職員で350名ほどおりますが、先程、委員が御指摘のように、大規模発災した場合に、当然それだけでは足りないと認識しております。先般、東京都不動産鑑定士協会とも協定を結び、調査依頼を行うとか、他自治体からの職員も入ってきますので、そういった方も活用しながら、なるべく多く確保して、1日も早く区民の方に応えていきたいと考えております。</p>
委員	<p>個人情報に関することですから、誰でもできることではないとは分かっています。でも、それが区の職員、東京都の職員も含めた職員でなければできないという形の考え方では、り災者の人たちを1日でも早く救援するとなれば、やはり地元の認識のある方たちの中から、そういう人もその対象にできるシステムを考えるべきだと私は思うのです。</p>
防災課長	<p>正におっしゃるとおりだと思います。この間不動産鑑定士協会の方にお聞きしたら、実際、熊本へ入っていらっしゃるのですが、そのときは協会の方と職員が一緒になった形で入っていますので、先程、民生委員の活用とかも御提案いただきましたが、民生委員だけではなくて、区の職員と行く形でやれば、そういうことは可能だと思いますので、検討してまいりたいと思います。</p>
委員	<p>私は内閣府の被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会もお引き受けしているので、その際に自治体における被災者支援、災害対策基本法の改正に伴う被災者支援の在り方について、杉並区としてはこの点について今後どのように御対応いただけるのか、1点お伺いしたいと思います。</p> <p>災害発生時における自治体の対応については、過去に様々な問題、特に個人情報の取扱いについては、過剰な反応によって個人情報が適切に提供されないことが、逆に大きな問題になっております。つまり平時におけるこのシステムの構築、それに伴うセキュリティ対策という問題は、あくまで平時の問題であり、例えば杉並区の個人情報保護条例第15条2項2号が定める、区民の生命・身体・財産保護のための利用というものについては、平時においても十分</p>

	<p>にその点を留意した上での被災者台帳の作成、利用提供をあらかじめ検討しておく必要があると思います。</p> <p>具体的には、13 ページの右側の下、他の地方公共団体への提供を本人同意不要となっておりますが、地方公共団体以外のものについては、本人同意が必要とされております。しかし、発災時に、例えば被災者の方で、本人同意を取ることが場合には可能かと思われませんが、要援護者など本人同意を取ることができない方については、目の前に本人がいるけれども本人同意が取れないことは、十分有り得ると思われま。先ほどの委員に御指摘いただいた、被災者を支援する方に個人情報を提供することについては、現行の仕組みではできないことになりかねない。例えば、民生委員の方に要援護者の介助等を求める場合においても、そもそも誰が被災者かということについての情報を提供することができない場合がある。</p> <p>過去の自治体における過剰な反応の例としては、善福寺川の氾濫のときに関係団体に個人情報を提供した職員が処分された事例もありますし、常総市の鬼怒川の堤防氾濫のときには、行方不明者の情報を提供しないということで、捜索する必要がないにもかかわらず、自衛隊が数万人規模で展開したといった事例もあります。</p> <p>そのような観点から、明確に条例には根拠がありますので、第15条2項2号に基づく場合、区民の生命・身体・財産保護のために提供するといった場合には、あらかじめそういった場合も想定して、台帳提供の在り方を御検討いただいたほうがよいのではないかというのが私からの意見で、その点についてどのように対応されるのかについて、御検討いただければどうかということが、質問の内容です。</p>
防災課長	<p>今、要援護者の場合、各震災救援所に、鍵の掛かる所に名簿があって、それはもともと民生委員しか開けられなかったのですが、その後各救援所の方、個人情報の研修を受けた方は災害時に開けられるようになりました。今、杉並区としても、災害時には、個人情報を使いながら要援護者を支援することを拡大してきておりますので、また、個人情報を守ることがまず前提ですが、その中でできることがあるかどうか検討してまいりたいと思います。</p>
委員	<p>9 ページ、個人情報登録票で「記録形態」が「電算」と「文書」とあり、「文書」はどういう管理をされるのかが気になったのです。デジタル媒体と文書で二重管理をするのは作業が繁雑になるので、「文書」で記録するというのはどういった管理になるのか、教えていただければと思います。</p>
防災課長	<p>資料の15 ページ、り災証明交付の図を見ていただくと分かるように、調査員が紙を地域課職員に渡し、管理端末へスキャナすると、これは電子データになりますが、その前の段階は紙の状態ですので、紙の記録形態かと考えております。</p>
委員	<p>そうすると、スキャナで電算システムに取り込んだ文書は、紙としては不要になる。ということは、シュレッターで破棄する等になるのでしょうか。</p>
防災課長	<p>紙も厳重な管理の上に残していく形になっております。</p>

委員	<p>そうすると、一度スキャナで取り込むと、データ化したものは、更新に結構手間が掛かると思うので、何か変更が発生したり、そうした場合は、紙側に記入したり、そういう形になるのですか。それとも、紙は一度スキャナした後は、更新されないもの、保管用として、ただ持っているだけになるのか、その辺はどうなのでしょう。</p>
地域課長	<p>万一データに不整合があるということがあってはなりませんので、データの整合を取らなくてはならないという場合があったときのために、一応紙はまだ取っておきます。確実に同一であることが把握されましたら、それはその時点で要らなくなるという考え方をしております。</p>
委員	<p>スキャナは、文字等も認識してデータとして置き換えるものですね。</p>
地域課長	<p>はい、そのとおりです。</p>
委員	<p>了解しました。それだと、保存の必要性はあると思います。「既存の被災者情報管理システムを廃止」ということで、こちらでは今まで水害等で災証明の申請があったときに、エクセルで作っていたということですが、今回、既存のシステムに記録されている個人情報、新しく作る「被災者生活再建支援システム」にデータ移管を改めてするといったことは、想定されているのでしょうか。</p>
地域課長	<p>調査をしてから最長 10 年間は、り災証明書が出せるという規定になっておりますので、その間は何らかの形でそのデータは残しておくという方法を考えております。</p>
委員	<p>残すことは必要だと思うのですが、データ移管するときは、パンチミスなり何なりで個人情報が別な人に届いてしまうなどのミスが発生するのですが、そういう作業は今回あるかどうかはいかがでしょうか。</p>
地域課長	<p>外部に委託することはせず、内部で移行の作業等も行います。</p>
委員	<p>データ移管があるということで認識しました。最後に、11 ページで先ほど他の委員からもありました 15 番の項目で「住民種別」ですが、これは日本人か外国人かをただ単に判断するための項目ということで御説明があったと思うのですが、「国籍」という項目があれば、この項目は必要なくて、逆に、システム構築する際に同じような意味合いで別の項目があるとシステム構築するときに繁雑になるのです。</p> <p>例えば、被災された方が外国籍を持っていたけれども、その後日本国籍を取得しましたといった場合に、この「国籍」だけではなくて、15 番の「住民種別」まで書き換えなくてはならないと更新が二度手間になるのです。こういったシステム開発のやり方はあまりよろしくなくて、本来は「国籍」だけで日本国籍か外国籍かが判断できるのであれば、15 番の「住民種別」は基本必要ないと思うのですが、なぜここにあるのか教えていただけますか。</p>
地域課長	<p>「国籍」の項目だけで足りるだろうという御指摘ですが、正にその点から言えばそうだと思います。ただ、このシステムが大元でこの項目を持っており、入力をしていない、使わない可能性もあります。ただ、その全部持っている項目を全て網羅しているというところで、先程、御指摘のあったことは十分考慮して</p>

	考えてまいりたいと思います。
委員	<p>委員から民生委員という言葉が出たので、民生委員も救援支援の当事者になるということは、少し難しいのかと思います。少し概略だけでもお話しておいたほうがよろしいのかと思いました。</p> <p>東京都で1万人ぐらいの民生委員がいるのですが、杉並区は432名、欠員がいるので400名少し欠けているかという状況です。長い歴史の中で男性の委員の方は大幅に減って、絶滅危惧種というか、ほとんど女性の方が多い。退職年次が延長されてきていることもあって、65歳でも若手という形で、高齢者の部類に入るといえることです。</p> <p>救援に出掛けていって、第二次被害を発生させて、逆に御迷惑を掛けることがあっては、かえって逆効果ということもあるので、行政サイドもその辺は理解されていて、民生委員が持つ日常の生きた情報を、行政が持っている標準化された個人情報に付加して、救援隊の方がそれをいかして救援活動に寄与する、間接的に寄与する形での動きを今考えているわけです。</p> <p>1点、9ページの「個人情報の記録の内容」の「心身等の情報」、ここに「身体障害の状況」と書いていますが、この身体障害の中には、心の部分、精神疾患の方も当然含むという理解でよろしいのでしょうか。</p>
保健福祉部管理課長	<p>これについては、障害に関する支援金等の補助、助成金、義援金等の支給のために有無を確認するものです。既存の情報はずでにありますので、新たに今回の災害に伴い障害が発生した、そういった情報について入力させていただきます。</p>
委員	<p>既存の情報にプラスアルファということなのでしょうが、身体障害という言葉の中には、精神疾患の方も含まれるのですかという質問です。</p>
保健福祉部管理課長	<p>既存の情報は入れません。お尋ねのありました精神疾患については入力しません。</p>
委員	<p>先ほど確認させていただきました11ページ、先ほど他の委員からも15番の「住民種別」の件がありましたが、16番の「住民状態」は、東京都のシステムにこういう表現であるという理解でよろしいのですか。</p>
防災課長	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>私の話し方が悪かったようですが、民生委員の方が災害支援をやることをお話しているのではないのです。そういう民生委員制度みたいな地場で地域の方たちを見守っていけるような事業形態があるのだから、大量のり災者が出る時に合わせた調査員制度では、民生委員制度的な形で地場の方たちにも研修を受けていただいて、1日でも早くその内容を把握できるようなシステムを考えられたらいかがですかということを行っていますので、行政の方が同じようにお取りになられていたら困りますので、確認です。</p>
防災課長	<p>では、改めて答弁申し上げます。委員が民生委員だけに依頼せよと言っているわけではないことは、私も理解しており、先ほど申しました要援護者についても、民生委員の方と併せて、今回は震災救援所役員の方で、個人情報の研修を受けた方が一緒に取り組みますので、そういった多くの方にご協力を頂き</p>

	ながら、円滑に進めていきたいと考えております。
会長	御意見も混じって出ていますので、そろそろ質問は打ち切って、御意見を伺います。御意見のある方はいらっしゃいますか。
委員	本業務に関しては非常に重要であると認識していますが、数多くの要配慮情報も含まれているかと感じております。その中で、説明書 8 ページの諮問事項説明書でセキュリティ対策が幾つか書かれていますが、もう少し明確に記したほうがいいのではないかと思います。ほかの諮問の説明を見ますと、その後に関しても変更していくとか、持ち出しに関しては上司の許可を得ることが明記されておりますので、特に 4 つの部課が情報を利用していくわけですから、そこはきちっとしたセキュリティ対策の定めをしていただきたいと思います。
委員	被災者生活再建支援に関する業務の諮問についてです。まず、データ移管を行うというお話がありましたので、その移管の中でデータの混在・欠損等、そういったことがないように注意をしっかりとさせていただきたい。 あと、11 ページの電算入力記録票の項目です。正直、15 番と 16 番の名前が何か不穏な名前に見えるので、住民を種別で分け隔てるとか、若しくは登録されていなくても、そこに住んでいたら住民だと私は思うのです。ですので、名前の書き方はシステム上こうなっているかもしれないですが、庁舎内で扱うときは何かもう少し考慮していただきたいのと、あと、15 番は不要な項目だと思しますので、システムの運用の中で、データを二重管理しなくてもいい形で運用するように検討していただきたいと思います。 あと、紙媒体をスキャニングして電算のデータにするというところで、そちらもスキャナの文字精度は最近かなり上がっているとは思いますが、名前が違ったり、住所が違ったりというふうに読み取られることがありますので、そこは最終的に人間がやらなくてはいけない確認になりますので、しっかり対応していただきたい。 最後に、大きな規模が想定されておりますが、実際に発災したときに混乱しないように、平時から訓練や入力の仕方等を庁内でしっかりとやっていただきたいと、意見を述べさせていただきます。諮問については賛成とさせていただきます。
委員	要望してよろしいでしょうか。先ほどセキュリティ対策について、詳細にということで他の委員から御意見があったところですが、せっかく他の諮問では非常に分かりやすい、いちいち聞かなくても分かりやすい表現になっているので、その辺は明確にさせていただきたいということで、是非お願いしたいと思いました。 それから、先ほどから話題になっている 11 ページの 15 番、16 番ですが、東京都が作ったものであっても、区がどういうふうに認識しているかということが課題だと思うのです。やはり作った側のシステム、構築者として、どういう意見を持ってこれを作ったのかを、ちゃんと区としても把握をして、個人情報審議会で答弁できる状況であってほしいと改めて感じました。その点に

	ついて今後ともよろしくお願いします。
会長	<p>ほかに御意見はないですね。それでは、報告第 71 号は了承と、諮問第 113 号、第 114 号は決定とさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>それでは次に入ります。時間が大分たってきていますので、御協力のほどお願いします。報告第 72 号から第 75 号、それと諮問第 115 号、報告第 76 号、第 77 号、諮問第 116 号、報告第 78 号、諮問第 117 号から第 119 号について、事務局から御説明をお願いします。</p>
	<p>報告第 72 号～75 号、諮問第 115 号 報告第 76 号、77 号、諮問第 116 号 報告第 78 号、諮問第 117 号～第 119 号</p>
情報政策課長	案件について説明する。
会長	ただいまの説明について御質問のある方はどうぞ。
委員	では、ごみ収集・資源回収に関する業務についてですが、今回専用サーバーにおける電子申請データの管理ということで、富士通がやっているのかな、これは申込みをしたら、そのデータ自体はもう区の方に届いて、実際にサーバー管理している方々が中のデータを確認して何か業務を行うということではないというように認識してよろしいのでしょうか。
情報システム担当課長	こちらにつきましては、申請者が入力されました内容を区で管理しまして、その内容を拝見して、また再入力のような形ではないですけれども、点検して届けを扱ってまいるわけでございます。
委員	お聞きしたかったのは、外部委託の業務として、サーバーをただ借りるだけという委託なのか、それとも富士通、民間事業者の方がそのデータを開いて何か処理をすることがあるのかどうなのかという意味だったのですけれども。
情報システム担当課長	富士通の方では特にその内容について管理していることはございません。
委員	はい、了解いたしました。あと、23、24 ページでそれぞれシステムの電算入力記録票ということで、各項目が 14 項目、18 項目とあります。18 ページの個人情報登録票では、収入の状況や生活保護受給状況等、こういった項目も既存の項目としてあるのですが、その申請システムにこの項目は必要なのでしょうか。
杉並清掃事務所長	先程のお話ですが、収入とり災状況等々の個人情報がありますが、これは今回の処理には必要のないものです。既存のサービスを行っている中で、例えばごみの処理の減免等のときに収入証明が必要になってくるというようなものです。
委員	この個人情報登録票に書かれている中身は、ごみ収集・資源回収に関する業務の中で、今回追加されるシステムとは別なシステムでも扱っているものということと書かれているということですか。
杉並清掃事務所長	はい、そうです。ふれあい収集や先ほど申し上げた減免等のサービスをいろいろ行っていますので、そこで必要なものが全てここに記載されているというように御理解いただければと思います。

委員	はい、分かりました。選挙人・投票人に関する業務ですが、こちらも専用サーバーにおける電子申請データの管理となっておりますが、先ほどのように、サーバーを借りてのデータのやり取りだけで、実際に民間の事業者がそのデータを見るといったことが発生しない業務というように認識してよろしいでしょうか。
情報システム担当課長	そのとおりです。
委員	電子申請できることで利便性が上がると思うのですが、このような場合に1つ気になるのが、やはり、なりすましというところです。今回マイナンバーカードをもって、そのなりすまし予防のための電子署名と署名用電子証明書が情報として記録されることとなりますが、実際にマイナンバーカードが別の方の手に渡って、その方が申請をしてしまったというようなケースが想定できるのですが、そういう場合の予防策や対応策はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。
選挙管理委員会事務局長	他人になりすまして投票をすることは犯罪行為です。不在者投票の場合は、確定投票ではありませんで、開票日に改めて名簿のチェックを行います。そういう形で、現在は、対応を考えております。
委員	不在者投票の手続がよく分からなかったのですが、この投票用紙を請求するときの申請が今回、電子化されます。投票用紙を申請して、投票用紙が投票される方の手元に届きます。手元に届いたらそれを出張等に行く前にそれを持って投票しに行くか、出張先で投票しに行くこととなりますが、この際の本人確認がどのようにできるのかが心配です。
選挙管理委員会事務局長	現在の電子申請でない場合の手続においても、本人確認のための開封厳禁の書類があります。それを滞在先にお持ちになると、その市区町村の選挙管理委員会事務局職員が、御本人であるかどうかの確認をするという形になります。現在、全国的に同じような形でチェックが掛けられております。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	この選挙人・投票人に関する業務については、いつの選挙から実施される予定ですか。
選挙管理委員会事務局長	既に23区でも多くの自治体が実施しておりますので、4月1日にこの制度が確定している予定でいきますと、6月24日の区長選挙はこの形で対応は可能と考えております。
会長	ほかに御質問は。
委員	報告第72号から第75号と第78号どちらもですけれども、18ページや30ページ、新しく「住民記録等の情報」の中に「メールアドレス」というのが入っていると思うのですが、これが追加された理由と、どのようにメールアドレスを使うのかというところを確認します。
杉並清掃事務所長	電子申請を今度開始し、そこで問合せ先等を必要としますので、相手方のメールアドレスを登録するということです。
産業振興センター事	区民農園の方は、抽選の当落の結果をお知らせするということとなります。

業担当課長	
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	区民農園に関する業務について、外部委託ということで、実際に委託先の方々も申込みされた情報を見るというように受け取ってよろしいのでしょうか。それとも先ほどの2つと同じように、ただ単にサーバー貸しで、データは区にそのままくるとい形で認識していいのでしょうか。
情報システム担当課長	こちら先ほどと同様で、内容について民間事業者は御覧にならないで、区の方にまいます。
委員	諮問第 115 号について、対象が事業用大規模建築物の所有者という規定になっているのですが、事業用大規模建築物の所有者の場合、区内ではどのような建物が対象になるのか教えてください。
杉並清掃事務所長	床面積 1,000 m ² 以上の大きな建物であれば対象になります。例えばJRの駅や高校、区の施設では、公会堂等です。延べ床によって異なってきますけれども、イメージとしては大体そのような所です。銀行等も入ります。
委員	高校も含めて、学校長が代わることやいろいろな意味で、社長が代わったりすることもあると思うのですが、それが代わるたびにこの届出を申請するという考え方になるのですか。年間 60 件と書かれているので。
杉並清掃事務所長	新規が 60 件で、建物がある限り変更届等は頂きます。大体 3 年に 1 度ぐらい立入検査を行って実状を把握し協議を行っております。
委員	計画件数が 494 件で、これは毎年度計画を出さなければならないということとして書かれているのですが、これは学校も含めてでしょうか。
杉並清掃事務所長	そうです、500 前後になっています。
委員	セキュリティ対策で「外部記録媒体へのデータ出力」という表現あるのですが、上司の許可があればということですが、この場合の外部記録媒体へのデータ出力は、具体的にはどういうことをおやりになっているのでしょうか。
杉並清掃事務所長	一般的にはUSBに落とすこと等を行うことがあるということです。
委員	それは何のために必要なのですか。保管のためですか。
杉並清掃事務所長	バックアップとして行っております。
委員	データをバックアップしてということですね。はい、分かりました。
会長	ほかに質問ございますか。なければ御意見を伺います。
委員	諮問第 116 号、報告第 76 号、第 77 号について、マイナンバーカードによってなりすましの防止というように御説明がありましたが、封書で投票用紙を申請する方と、電算システムで投票用紙を申請する方との違いはないというところでは、投票所での個人のチェックが肝なのかなと思います。その点どちらともなりすましの可能性をしっかりと考えて運用いただきたいということを意見として言わせていただいて、賛成とさせていただきます。 あと諮問第 115 号、報告第 72 号から第 75 号、及び報告第 78 号、諮問第 117 号から第 119 号については賛成とさせていただきます。

諮問第 106 号、107 号	
会長	<p>続きまして、諮問第 106 号、諮問第 107 号です。本案件は平成 29 年度第 4 回の審議会にて諮問を受けております。本案件については杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第 7 条により、設置した部会において審議を行うこととし、平成 30 年 1 月 18 日に部会を開催しております。そこで、部会長から審議の結果について御説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
部会長	<p>それでは、資料 3 を使って説明いたします。4 ページ、資料 3-3 の「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性評価について」を御覧ください。本部会では、評価対象に記載されている 2 点のセキュリティ対策の実施結果について、審議いたしました。まず 1 つ目は、住基ネット緊急時対応訓練の実施結果についてです。5 ページの資料 3-4、「平成 29 年度住基ネット緊急時対応訓練の実施結果について」を御覧ください。緊急時対応訓練は、障害等が発生した場合に、迅速、かつ的確な対応ができるように、毎年度実施しておるものです。区側からは、「総務部担任の副区長をはじめとする、緊急時対策会議構成員だけではなく、住基ネット端末を利用する主管課の職員（265 名）においても実施されている。訓練内容については、各主管課における住基ネット端末の使用のあり方に応じた訓練を実施している」と説明があり、訓練の実施結果が適正であることを確認いたしました。</p> <p>次に 2 つ目は、「住基ネット職員アンケートの実施結果と結果を受けての対策」についてです。8 ページの資料 3-5 を御覧ください。杉並区では、独自の取組として、住基ネット業務に従事する職員に対して、職員アンケートを実施しております。これは、セキュリティ対策が適正に実施されているか確認するとともに、職員への教育方法等の問題点を把握するためです。</p> <p>委員から、「各設問で問われた職員が守るべきセキュリティ対策について、適切にできていないと回答した職員が、新しく異動してきた職員かどうかの切り分けはできているか。」という質問がありました。これに対して、区側からは、「今年度のアンケートから無記名とし、在籍年数の欄を廃止したため、在籍年数の判断ができない。そのため、適切にできていないと回答があった設問については、各職場での振り返りやセキュリティ教育にて周知徹底していく。在籍年数の欄を来年度のアンケートで復活させるかどうかは、検討する。」と説明がありました。</p> <p>また、アンケート結果に基づいた振り返りを通じ、各職場でセキュリティ対策の再確認やヒヤリハットの共有を行うことで、職員のセキュリティ意識の向上に努めており、アンケートの実施結果と結果を受けての対策が適正であることを確認しました。</p> <p>以上の 2 点及び、別途第 3 回審議会にて確認をした、「総務省チェックリストの自己点検結果」、及び情報政策課での視察内容と併せ、区が実施した住基ネットに係るセキュリティ対策について、妥当であることを確認しました。住基ネットに係る事項については以上です。</p> <p>続いて、11 ページの資料 3-6 「情報提供ネットワークシステムセキュリテ</p>

ィ評価実施結果の妥当性評価について」を御覧ください。こちら、点検内容について記載されている3点のセキュリティ対策について、審議いたしました。

1つ目は、情報提供ネットワークシステムの各接続機関が、1年に1回実施する安全管理措置の実施状況の自己点検についてです。13ページの資料3-7「平成29年度情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく自己点検の結果について」を御覧ください。区側からは、対象の51業務を、17ページの別紙1のとおり、情報提供ネットワークとの接続方法ごとに、19ページにあります別紙2の点検区分に分け、区の実状に合わせて設けた統一の判断基準に基づいて点検した結果、求められている安全管理措置を全て満たしていることを確認したという説明があり、点検の結果が適正であることを確認しました。

2つ目は、情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練の実施結果についてです。27ページの資料3-10「平成29年度情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練の実施結果について」を御覧ください。住基ネットと同様、障害等の発生時に、迅速、かつ的確に対応ができることを目的とした訓練です。区側からは、CSIRTの責任者、区情報連携端末利用課係長他、計33名を会議室に招集し、シナリオに沿った模擬訓練を行い、参加者にアンケートを実施した結果、今後の訓練の課題と対策が明らかになったという説明があり、訓練の実施結果が適正であることを確認しました。

3つ目は、情報提供ネットワークシステムに関する職員アンケートの実施結果と結果を受けての対策についてです。30ページの資料3-11「平成29年度情報提供ネットワークシステムに関する職員アンケートの実施結果と結果を受けての対策について」を御覧ください。住基ネットのアンケートと同様の目的で、杉並区独自の取組です。区側からは、今回は設問に不十分な箇所もあり、今後、設問を精査する必要も認識したものの、セキュリティ対策の実施状況は適正であると確認でき、さらにセキュリティ意識を高めるために、各課へセキュリティ対策上の問題点や課題についてフィードバックしたとの説明がありました。委員からは、安全管理対策について、情報連携と住基ネットで相違点があれば、その点を確認できるように実施すると、より良くなると思うとの意見がありました。アンケートの実施結果と結果を受けての対策が、職員のセキュリティ意識を向上させるために有効であり、セキュリティ対策として適正であることを確認しました。

以上の3点から、区が実施した情報提供ネットワークシステムに係るセキュリティ対策についても、妥当であることを確認しました。住基ネット並びに情報提供ネットワークに係るセキュリティ対策の実施結果についての評価結果は、以上です。

会長	ただいまの御説明について、御質問はありますか。
委員	8ページ、住基ネット職員アンケートの実施結果と結果を受けての対策についての、まず(5)のアンケート内容で、無記名方式にするとともに、個人を

	<p>特定され得る従事年数の欄を削除したということですが、これは無記名方式にしたほうが良いというのは、以前私も意見として言わせていただいたことで、実際にそれを実行していただいて、ありがとうございました。ただ、従事年数については、先ほど説明があったとおり、新しく異動してきた方にきちんと伝わっているかどうかを確認するという意味では、本当はあったほうが良いのかもしれないですが、個人が特定される可能性もあるということで、ここは少しジレンマなのかなと思います。しかし、なるべく個人が特定されない形で書いていただくというのが一番だと思いますので、そこは意見として言わせていただきます。</p> <p>今回、アンケートの回答結果で、「いいえ」というのですか、適切に実施がされていないと判断されるような回答があった設問が、この資料だけで把握ができなくて、今回のアンケートでどのような設問に対して「いいえ」という声が多かったのかを教えてくださいませんか。</p>
区民課長	<p>統合端末においては、本人確認情報が表示された画面で、ログインされたままの状態を見かけたことがあるかどうかという設問です。</p>
委員	<p>「いいえ」「はい」は関係なく、どの設問で実施率が低かったかを教えてくださいませんか。</p>
区民課長	<p>今申し上げましたとおり、統合端末において、画面がログインされたままの状態を見かけたのが、区民課の中で約3割程度あったということです。</p>
委員	<p>こちらの9ページの3番に書かれているパーセンテージが、その内容でしたね。それから、もう1つ、10ページで重点項目として、「マイナンバー制度開始によってこれまでより一層住基ネットの安全性が問われていることから」ということで、私もそう思うのですが、区として実際に一層住基ネットの安全性が問われているということ、マイナンバー制度の開始によって、なぜそれが問われているのかをどのように認識されているのか、教えてくださいませんか。</p>
区民課長	<p>今般マイナンバー制度が始まり、住基ネットが利用される機会も増えたことから、よりセキュリティについて高めていきたいということで、職員も今一度見直して、更にセキュリティの向上を図っていかなければならないと考えているところです。</p>
委員	<p>それから、12ページで、先ほどの評価結果の(3)の所だったと思うのですが、区としても不十分な点があったと説明があったとお聞きしたのですが、そういった点が不十分な点だと区の方で認識されているのかを教えてくださいませんか。</p>
情報政策課長	<p>32ページの3の(2)を御覧いただきたいのですが、アンケートの設問の中に、実際には1つの質問の中に2つの問いが隠れているということで、設問の内容が答えにくい内容だったということです。該当する設問がNo.10、No.11、No.13の3つありました。</p>
委員	<p>了解いたしました。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。なければ、御意見を伺います。特に御意見もあ</p>

	<p>りませんね。それでは、諮問第 106 号、諮問第 107 号は決定いたします。</p> <p>それでは、ただいままで御審議いただきました諮問事項については、ここで答申をしまりますので、答申案をお願いいたします。</p>
(答申案文の配布)	
会長	<p>答申案は行き渡りましたか。この内容でよろしいかどうかをお伺いします。特に御意見はありませんか。</p>
(異議なし)	
会長	<p>御意見はないようですので、それでは答申文を情報・法務担当部長にお渡しすることいたします。</p>
(答申文の受領)	
会長	<p>本日の審議は以上で終了いたします。何か、ほかにありますか。事務局、何かありますか。</p>
情報政策課長	<p>これから、確定版の会議録を配布申し上げます。これからお渡しするものが正式なものになります。それから、次回の審議会日程です。次回の審議会は、平成 30 年第 1 回となりますが、平成 30 年 5 月 24 日(木)、午後 2 時からを予定しております。場所については、本日と同じ、西棟 6 階の第 5・6 会議室を使わせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>次回は、平成 30 年第 1 回となりますが、5 月 24 日(木)午後 2 時からとなります。場所は、ここと同じですので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で平成 29 年度第 5 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>